

新旧対照表〔改正内容一覧〕

No	項目	新	旧	改正対象
1	緊急時かけつけ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩 10 分以内 ・3 名以上担当者設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関不可 30 分以内 ・1 名のみ対応可 	特区/届出 旅館:適用済
2	廃棄物の処理 (回収頻度)	<ul style="list-style-type: none"> ・7 日ごとに 3 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・7 日ごとに 1 回 	特区/届出
3	滞在者本人が適切に施設を使用しているか、状況を確認できる体制	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ設置努力義務 (出入口部分) 	(設備規定なし)	特区/届出 旅館:義務化済
4	苦情問い合わせ窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間 365 日繋がること 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口を設置すること 	特区/届出/ 旅館
5	近隣住民周知 ① 周知範囲 ② 説明会 ③ 周知 (掲示物)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民周知の範囲 : 20 mへ拡大 ・生活圏を密にする建物使用者や管理者も対象 ・私道所有者への周知努力義務化 ・2 回以上の開催義務化 ・A 2 版以上 ・掲示位置具体化 ・書面記載項目の具体化 	<ul style="list-style-type: none"> ・10mの敷地が隣接する建物の使用者 ・私道沿いの建物使用者は努力義務 <p>(説明会規定なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 3 版以上 ・公衆の見やすい位置 	特区/届出/ 旅館
6	ステッカーの掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示義務化 ・誘導看板の設置努力義務化 ・施設看板設置努力義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導レベル (規定なし) ・(規定なし) 	特区/旅館 届出:適用済
7	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記事項証明書の提出義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有物件の場合のみ 不動産登記事項証明書提出 	特区
8	外国人旅客の滞在に必要な役務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設外に注意事項を掲示することを追加 ・事業者が利用者に、口頭で説明できることを明記 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内のみにマニュアル設置 ・注意事項を説明する体制があること (口頭説明の規定なし) 	特区/届出/ 旅館
9	一居室の床面積、壁芯で 25 平方メートル以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし書きの規定を認めない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし書き規定可 (滞在に支障がないと認める場合、壁芯 20 m²から可) 	特区 届出/旅館は法で規定

凡例：特区＝特区民泊ガイドライン、届出：区住宅宿泊法ガイドライン、旅館：区旅館業の近隣周知等ガイドライン

※ただし届出民泊については、原則、国のガイドラインを優先する。